

宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ 又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン

令和3年9月16日

宮崎大学産学・地域連携推進会議決定

1. 本ガイドラインの目的

宮崎大学での研究成果の社会実装化を推進するにあたり、本学と企業との間の共同研究等の成果として生まれた商品等に「宮崎大学」の名称等を表示する場合、事実のみが正確に表示されることはもちろん、消費者等に誇大又は誤ったメッセージが伝わらないように留意する必要があります。本ガイドラインは、「宮崎大学」が有する立場や社会的影響力を十分に認識したうえで、本学教職員等と企業等とが最低限守るべきルールを示し、学内外に広く周知し、注意喚起を促すために定めるものです。

2. 本ガイドラインの対象

本学と企業との共同研究や知的財産の移転等、産学連携活動の成果に関わる商品やサービス（以下「産学連携商品」という。）について、商品本体や商品容器等の外装、包装、取扱説明書、商品カタログ等（電子媒体や音声、映像等によるものを含む。）又はインターネット・ウェブページ等に、本学の名称若しくは明らかに本学が想定される名称や記号等を含むことで本学との関わりを表現する表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

3. 大学名称表示の基本方針

産学連携表示は、原則として以下①～⑥の全てを満たすことが必要です。

- ① 当該企業と本学との間での信頼関係が保たれていること。
- ② 産学連携商品であっても、当該商品は当該企業の責任において製造、販売、提供されるものであり、商品自体に本学が責任を負うことは基本的にないこと。
- ③ 産学連携表示は、当該商品について過去に実施された産学連携活動に関わる事実に基づく表現に留めること。
- ④ 商品が必要な許認可等を受けていること、及び法令等に違反するものでないこと。
- ⑤ 産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと。
- ⑥ 産学連携表示以外との関係で誤解される可能性のある表示となっていないこと。

4. 産学連携表示の事例

(1) 問題ない表示

- ① 「宮崎大学と特許共同出願中」等の事実表示
- ② 「宮崎大学との共同研究の成果」等の事実表示

③ カタログ等の技術説明欄などに、公開された文献等から著作者の了解を得たうえで、本学の実験データ等を引用掲載すること。(引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を過不足なく正確に記載すること。)

④ 「宮崎大学発ベンチャー企業」等の企業表示

(2) 問題があり、行ってはならない表示

① 「宮崎大学推薦・推奨商品」「宮崎大学の〇〇教授推薦・推奨商品」等、推薦又は推奨するなど本学の使命を逸脱した表示

② 商品本体やカタログの効能書き等に、本学の実験データを引用し、効能を保証するような表現(当該商品そのものの効能等に本学がコミットする立場にはないため)

③ 商品表示全体のなかで、当該企業名の表示と比べて、産学連携表示の大きさや表現が過大となること。

(3) 避けた方がよい表示

① 「宮崎大学との共同開発商品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示を行うこと。(技術開発の大部分について本学がリードした場合においても、「開発」という言葉には、商品の企画から研究、技術開発、商品開発、製造、品質管理、商品化等の全てを含むことが一般的であるため、製造物責任等にまで関わる恐れがあるため)

② 商品本体や取扱説明書、カタログそのものの表示媒体に、大学名称等と併せて非公開の実験データ等を掲載すること。(ただし、試験実施者の事前の了解が得られた場合を除く。)

③ 技術説明のための引用文献の著者表示以外に、本学教職員の氏名等を記載すること。

④ 商品本体や取扱説明書、カタログ等へ宮崎大学教職員の顔写真、イラストや映像等を掲載すること。(本学との共同研究や共同出願の表示欄に研究者の写真を掲載することは、相手先表示の一形態ではあるものの、必要な表示の限度を超えたものと判断され、本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤った印象を消費者に与える可能性があるため)

5. 産学連携表示の商標登録・意匠登録

産学連携表示を商標登録・意匠登録する場合は、産学・地域連携センター知的財産部門を介して、登録出願の手続きを行います。

6. 表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断は、上記の他に、当該商品の性格や当該企業との関係、関連の社会情勢等、多面的な判断が必要となります。

このため、当該企業には宮崎大学の名称使用に関する要項(以下、「要項」という。)第3条に従い、当該産学連携活動を担当した教職員(研究者)、担当コーディネーター又は当該企

業が協力して、「宮崎大学名称使用願」(添付:様式第1号)、会社概要等、名称使用希望者が法人の場合は定款、名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類及び「同意書」(添付:様式第2号)を学長に提出していただきます。その後、産学・地域連携センターにて審査と調整を行い、学内審議を経て、学長が許可書(添付:様式第3号)を発行します。

7. 不許可で産学連携表示を使用している場合の対応

要項第7条に従い、学長は要項第4条に規定する使用許可を受けずに本学の名称を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることがあります。

8. 商品等の提携先での産学連携表示の2次使用についての対応

使用許可を受けた者が商品等を販売又は提供した相手先(以下、「提携先」という。)が、さらに当該商品等を販売又は提供する際、産学連携表示を使用する場合には、使用許可を受けた者の責任のもとに表示使用を管理するとともに、提携先が記入した「誓約書」(添付:様式第4号)の写し及び名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類を産学・地域連携センターを通じて学長に提出していただきます。その際、同センター・知的財産部門及び研究国際部産学・地域連携課知的財産係での確認を受けなければなりません。

本手続きを行わずに本学名称を使用している者又は使用しようとしている者に対し、学長は、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることがあります。

9. その他の留意事項

本学の学章やロゴタイプ等を使用する場合は、「宮崎大学学章及びスクールカラーに関する規程」の定めるところにより、「宮崎大学学章使用願」を企画総務部総務広報課広報係に提出していただきます。その後、学内審議を経て、学長が許可書を発行します。詳しくは、上記規程を参照ください。

10. 様式集(宮崎大学の名称使用に関する要項より抜粋)

- ・様式第1号:宮崎大学名称使用願
- ・様式第2号:同意書
- ・様式第3号:宮崎大学名称使用許可書
- ・様式第4号:誓約書

様式第1号(第3条関係)

受付番号
年 月 日

宮崎大学長 殿

申請者
(住所)
(氏名) 印
(電話)

宮崎大学名称使用願

下記のとおり名称を使用したいので、許可願います。なお、許可されたうへは、名称使用に際し、「宮崎大学名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従います。

記

- 1 目的
- 2 使用方法及び期間(具体的に)
- 3 使用場所
- 4 その他

様式第2号(第3条関係)

同意書

宮崎大学長 殿

弊社は、〇〇〇〇(商品名)及びその広告宣伝媒体等に、貴学の名称を表示するにあたり、「宮崎大学名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、以下の事項を遵守することに同意します。

- (1) 貴学の信用及び品位を損なわないように配慮して使用します。
- (2) 貴学の研究により得られた科学的知見を、商品等の包装、広告、商品のホームページ又はネットニュースにプレスリリース等で表示する場合には、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現を用いることで消費者等に誇大又は誤った情報が伝わらないように、適切に記載します。
- (3) 論文等の公開された文献等から引用掲載する場合を除き、技術や結果の説明のため、試験を委託した貴学の部局名や教職員個人の氏名は記載しません。
- (4) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しません。
- (5) 貴学教職員の顔写真、イラストや映像等は掲載しません。
- (6) 法令及び公序良俗に反して使用しません。
- (7) 使用に際しては、「宮崎大学名称使用許可願」及び表示サンプル(名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類:図面でも可)を事前に貴学に提出し、許可を受けた内容のみで使用します。
- (8) 貴学から許可を受けた権利の譲渡又は転貸をしません。
- (9) 貴学からの許可が下りてから使用するとともに、貴学からは正勧告を受けた場合には、速やかにこれに従います。
- (10) 貴学で取得した試験結果を関係会社や下請けなどの提携先に使用させる場合には、自らが負う義務と同等の義務を課したうえで使用させます。その際、弊社の代行により、事前に大学名称の表示状況が確認できる完成見本例を記した表示サンプル及び誓約書(写し)を、貴学に提出します。また、使用状況については、弊社が責任をもって管理・監督いたします。

年 月 日

住 所:

会 社 名:

代表者名:

印

様式第3号(第4条関係)

許可番号

年 月 日

殿

宮崎大学長

宮崎大学名称使用許可書

年 月 日付けで願出がありました名称使用について、下記のとおり許可いたします。

なお、名称使用に際しては、「宮崎大学名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、適切に使用してください。

記

1 目的

2 使用方法及び期間(具体的に)

3 使用場所

4 付帯事項

様式第4号(第8条関係)

誓約書

(関係会社や下請けなどの提携先から、〇〇社に提出するものです。)

〇〇社 御中

弊社は、〇〇〇〇(商品名)及びその広告宣伝媒体等に宮崎大学の名称を表示するにあたり、「宮崎大学名称使用に関する要項」及び「宮崎大学における産学連携の成果として生まれた商品の包装、カタログ又はインターネット・ウェブページ等への大学名称表示についてのガイドライン」に従い、以下の事項を遵守します。

- (1) 宮崎大学の信用及び品位を損なわないように配慮して使用します。
- (2) 宮崎大学の研究により得られた科学的知見を商品等の包装、広告等に表示する場合には、当該知見を誇張、矮小、曲解、ねつ造、改ざんその他の不適正な表現を用いることなく、適切に記載します。
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しません。
- (4) 法令及び公序良俗に反して使用しません。
- (5) 〇〇社が宮崎大学から許可を受けた使用内容のみに使用します。
- (6) 〇〇社が宮崎大学から許可を受けた権利の譲渡又は転貸をしません。
- (7) 宮崎大学の内容確認終了後に使用するとともに、宮崎大学から是正勧告を受けた場合は、速やかにこれに従います。
- (8) 〇〇社の代行により、以下の書類を宮崎大学へ提出されることに同意します。
 - ・本誓約書の写し
 - ・名称の表示状況が確認できる完成見本例を記載した書類

年 月 日

住 所:

会 社 名:

代表者名:

印